

2023年4月20日

国立大学法人金沢大学
職員課長 渡辺 智子 様
人事課長 山本 隆裕 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 小林 信介

年次有給休暇の計画的付与についての意見

過日ご照会のあった、年次有給休暇の計画的付与について、以下の通り意見を提出します。

記

1. 計画的付与は、年休の取得促進に向けた提案として好意的に理解する。
2. 計画的付与を導入する目的を明確に示すこと。
3. 導入に際して、以下の点が懸念されるので、配慮を求める。

(1) 各職種のニーズに応じた制度設計をすること。

事務系職員からは、一斉に休日を取る方法でなければ年休の取得が難しいという声を聞くことがあり、導入について一定の合理性があるものと理解する。

一方、事務系職員以外の職種については、対象から除外することが適当であると考えられるケースが想定される。就労状況を十分把握したうえで実施することを求める。

大学教員については、一斉でなければ休暇が取得出来ない状況ではないうえ、計画的付与が予定されている期間に出勤や出張を含む研究活動が予定されていることが想定されることを考慮して、対象者から除外することが適当である。

また、附属学校園教員については、部活動を担当している教員もおり、遠征や試合の都合上、計画的付与が予定されている期間に休めない場合が多いと思われる。金沢市内の学校は、夏休み期間中は土日の部活を禁じているため、必然的に平日に試合が組まれるようである。計画的に付与された年休の裏で働いているという状況は避けるべきであり、対象者から除外することが適当である。

なお、当該期間中に事務系職員が不在であることについては、制度の趣旨と合わせて事前に周知しておけば問題ないと考える。

(2) 8/12,13 を計画的付与の対象とする代わりに、新たに2日間の特別休暇（または年次有給休暇）を付与すること。

年休の計画的付与は、自由に取得出来る5日を残した上で、5日を超える分について対象とできる制度である。既に年休の残日数が5日である場合は対象にできないし、5日以上残っているがさほど多くなく、余裕を持って残しておきたいケース、また夏に2日間の計画的付与として使ってしまったことで年末に年休が不足して欠勤扱いとなるケース等を危惧する。計画的付与の日数分を別途特別休暇等で付与する等の配慮が必要である。

(3) 派遣労働者が不利にならないように配慮すること。

派遣契約に際しては事前に就労日が決められているはずであり、契約途中で変更する際は、派遣元との調整が必要になると思われるので丁寧に説明するよう求める。仮に、大学が一方的に、8/12,13 を就労日から除外し給与が不支給となり、また派遣元においても有給休暇処理がされない場合、派遣労働者は無給となり不利益が発生する。同じ職場で不公平感が発生することがないように、十分配慮することを求める。

4. 実施した場合は、同制度の成果、教職員の満足度等を検証したうえで、次年度の制度設計を行うこと。

以上